

農 業 委 員 会

農 業 委 員 会

1 委員会の概要

昭和26年の農業委員会法（現 農業委員会等に関する法律）制定により、それまでの農業調整委員会・農地委員会と農業改良普及委員会を統合し、農業委員会が発足しました。

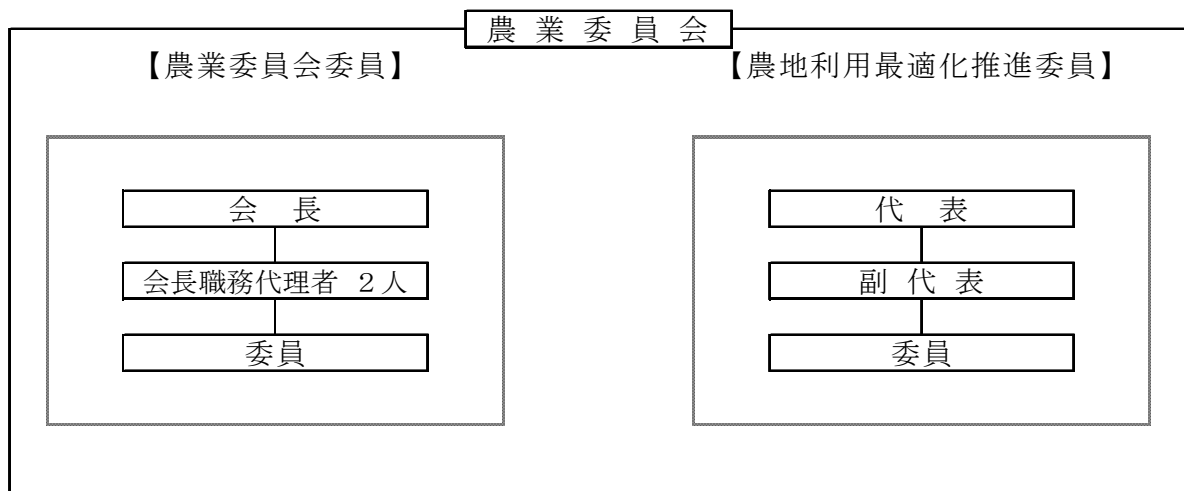
農業委員会は農業者を代表する公的機関として、農地法に基づく農地の権利移動・転用の許可に関する法令業務をはじめ、農地利用の調整や担い手育成に取り組むことで、農業振興を図っています。

(1) 委員 数

令和7年3月31日現在

農業委員会委員	議会の同意を得て、市長が任命				19人
農地利用最適化推進委員	農業委員会が委嘱				30人
区域別内訳	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区	第5地区
	5人	7人	6人	7人	5人

(2) 構 成



(3) 下部組織

地区農政推進委員会

昭和32年から農業委員会の補助機関として各地区に農業調査委員会を設け、農業委員会活動と市の農業振興施策に協力することで、地域農業の発展に寄与してきました。

この組織とは別に、農地の有効利用、米の生産調整などに取り組む農事改良組合が活動していましたが、両組織はともに地域や集落を母体として農業施策に関わる組織であることから、これらを統合し、平成8年4月1日に各地区に農政推進委員会を発足しました。

現在、地区農政推進委員会は市内30地区で様々な課題解決に向けて活動しています。

農 業 委 員 会 委 員 名 簿

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

委 員 氏 名			
岩 佐 哲 司	江 崎 和 浩	江 崎 美 咲	河 田 均
※1 栗 本 恒 雄	酒 井 勉	※2 清 水 健 吉	梶 下 信 孝
高 橋 美穂子	館 林 朋 子	永 田 俊 幸	西 垣 隆
野々村 貢	林 明	※2 林 安 廣	藤 吉 理 功
松 野 芳 正	山 口 貴 範	山 中 敏 彰	

※1 会長 ※2 会長職務代理者

農地利用最適化推進委員名簿

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

区 域 名	委 員 氏 名		
第 1 地 区	※4 大 野 政 司	窪 田 博	玉 田 昇 三
	野 水 千 尋	山 口 温 朗	
第 2 地 区	神 山 肇	小 林 英 彦	平 手 金 治
	福 井 恒 夫	本 田 忠 男	松 岡 静 典
	宮 部 辰 男		
第 3 地 区	大 野 達 朗	栗 原 修 司	近 藤 敏 弘
	酒 井 秀 男	高 橋 正 男	森 瀬 秀 雄
第 4 地 区	臼 井 正 典	塩 谷 芳 美	小 川 正 美
	加 藤 一 夫	加 納 啓 吉	戸 崎 和 美
	堀 美 勝		
第 5 地 区	※3 伊 藤 一 仁	田 中 光 弘	林 俊 朗
	村 瀬 東 三	柳 原 芳 靖	

※3 代表 ※4 副代表

2 委員会業務の概要

(1) 会議の開催状況

開催月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総 会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
専 門 委 員 会					4							
役 員 会	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1

(注) 専門委員会は農政対策、生産対策、耕地対策、環境対策の4つ

(2) 許可申請・届出取扱状況

・法第3条取扱状況（農地の権利移動）

開催年月日	件数	田	畑	計 (㎡)
R6. 4. 11	14	16,008.00	5,793.00	21,801.00
R6. 5. 10	9	11,826.00	533.00	12,359.00
R6. 6. 10	8	342.00	2,147.00	2,489.00
R6. 7. 10	9	9,091.00	1,215.00	10,306.00
R6. 8. 9	7	6,485.39	7,862.00	14,347.39
R6. 9. 10	9	3,038.00	2,419.00	5,457.00
R6. 10. 10	13	17,296.00	6,403.00	23,699.00
R6. 11. 11	6	9,913.00	582.00	10,495.00
R6. 12. 11	11	7,947.00	5,116.00	13,063.00
R7. 1. 10	15	18,463.03	2,352.00	20,815.03
R7. 2. 10	10	524.00	5,056.00	5,580.00
R7. 3. 10	14	6,533.51	9,571.00	16,104.51
合計	125	107,466.93	49,049.00	156,515.93

・法第3条の3取扱状況（権利取得の届出）

件 数	田 (㎡)	畑 (㎡)	計 (㎡)
455	584,508.91	232,970.33	817,479.24

・法第4条取扱状況（農地の転用）

開催年月日	転 用 許 可				転 用 届 出			
	件数	田	畑	計(m ²)	件数	田	畑	計(m ²)
R6. 4. 11	1	0.00	33.00	33.00	9	2,045.30	2,468.00	4,513.30
R6. 5. 10	1	0.00	220.00	220.00	9	458.00	2,161.00	2,619.00
R6. 6. 10	2	736.00	128.00	864.00	6	160.00	1,175.41	1,335.41
R6. 7. 10	0	0.00	0.00	0.00	12	1,016.00	3,415.01	4,431.01
R6. 8. 9	0	0.00	0.00	0.00	5	168.00	953.00	1,121.00
R6. 9. 10	2	60.00	366.00	426.00	13	10,385.25	2,429.00	12,814.25
R6.10.10	0	0.00	0.00	0.00	2	616.00	0.00	616.00
R6.11.11	1	0.00	204.00	204.00	12	3,857.89	1,755.00	5,612.89
R6.12.11	1	1,087.00	0.00	1,087.00	9	2,037.00	1,165.00	3,202.00
R7. 1. 10	1	2,772.00	0.00	2,772.00	8	1,329.68	1,115.00	2,444.68
R7. 2. 10	2	0.00	63.00	63.00	14	8,662.88	541.00	9,203.88
R7. 3. 10	1	6,229.00	0.00	6,229.00	9	2,859.00	886.00	3,745.00
合計	12	10,884.00	1,014.00	11,898.00	108	33,595.00	18,063.42	51,658.42

・法第5条取扱状況（農地の転用権利移動）

開催年月日	転 用 許 可				転 用 届 出			
	件数	田	畑	計(m ²)	件数	田	畑	計(m ²)
R6. 4. 11	6	4,812.00	2,494.30	7,306.30	59	13,447.17	12,041.72	25,488.89
R6. 5. 10	0	0.00	0.00	0.00	51	18,262.63	8,063.00	26,325.63
R6. 6. 10	1	0.00	50.00	50.00	44	12,306.67	9,278.65	21,585.32
R6. 7. 10	4	1,692.00	1,053.00	2,745.00	56	12,832.00	23,040.92	35,872.92
R6. 8. 9	6	3,142.00	1,948.00	5,090.00	59	9,079.00	13,812.28	22,891.28
R6. 9. 10	1	874.00	0.00	874.00	56	11,211.59	12,995.87	24,207.46
R6.10.10	4	3,503.00	643.00	4,146.00	49	17,343.03	8,196.25	25,539.28
R6.11.11	8	6,852.00	666.00	7,518.00	59	24,254.00	11,483.21	35,737.21
R6.12.11	5	3,018.30	1,864.41	4,882.71	42	16,762.00	6,039.00	22,801.00
R7. 1. 10	7	15,921.00	2,140.10	18,061.10	30	8,452.00	5,039.00	13,491.00
R7. 2. 10	3	1,200.00	1,468.00	2,668.00	87	42,046.00	14,458.22	56,504.22
R7. 3. 10	6	12,177.49	499.00	12,676.49	47	15,888.00	8,675.61	24,563.61
合計	51	53,191.79	12,825.81	66,017.60	639	201,884.09	133,123.73	335,007.82

(3) 農業者年金加入状況

令和7年3月31日現在

新制度加入者	加入者	政策支援加入者	2人
		通常加入者	34人
	受給者	特例付加年金	0人
		老齢年金	44人
		待期者	17人
計			97人
旧制度加入者	受給者	経営移讓年金受給者	15人
		老齢年金受給者	47人
		老齢年金と経営移讓年金の併給者	7人
		待期者	7人
計			76人

(4) 農地法第52条の規定による岐阜市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準

(10aあたり)

農地の区分	平均額	最高額	最低額	筆数
田	9,200円	10,100円	7,000円	7筆
畑	7,200円	10,900円	7,000円	22筆

(注) 改正農地法が平成21年12月15日に施行されたことにより、標準小作料制度は廃止